

令和8年度 この街相談支援センターは新体制へ移行します

単独法人から3法人の協働運営体制へ

なぜ変わるのか？ 従来の体制が直面する課題



国の制度改正による
役割の変化

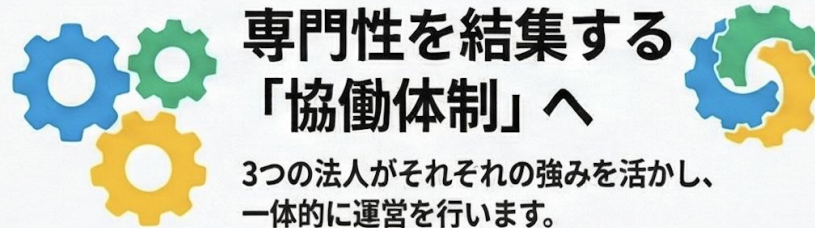
- 基幹の主な役割は相談支援従事者への後方支援と地域づくりへ
- 地域生活拠点等の整備を再定義
地域移行の推進を重点化

従来の 「1トップ運営」の限界

- 1層・2層・3層業務を“総合的”に行うことの限界
- 複数法人による業務分担を模索



どう変わるのか？ 専門性を結集する「3法人協働体制」



直接支援と後方支援を明確に分離
利用者への
「個別支援部門」

支援者を支える
「後方支援・地域づくり
部門」を設置。

[中核法人]
諏訪圏域
障がい者総合支援センター

全体の運営管理
個別支援
主任は基幹と協議会を担当

[協働法人]
ゆらゆら

支援者支援
地域づくり
主導

[協働法人]
この街福祉会

地域移行
ネットワーク
構築

一体的管理運営のための共同体
(保)

(複数事業所が協働により体制確

新体制の目的と今後の予定

持続可能で質の高い
支援を目指す



困難ケースへの対応力を強化し、
誰もが安心して相談できる基盤
を再構築します。



令和7年度：
準備期間

3法人による協定の
締結や、関係機関へ
の周知を行います。

令和8年4月1日：
新体制スタート

新しい協働体制による
5年間の指定管理業務
を開始します。